

## 愛媛県通信制私立高等学校等設置認可等審査基準

令和4年5月13日 制定

令和5年2月20日 改正

令和7年2月25日 改正

### (趣旨)

第1条 知事が、通信制課程を置く私立高等学校（私立中等教育学校後期課程を含む。以下「実施校」という。）の設置認可等を行う場合には、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）、高等学校設置基準（平成16年文部科学省令第20号。以下「設置基準」という。）、高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号。以下「規程」という。）その他関係法令及び高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン（平成28年9月30日付28文科初第913号）に定めるもののほか、この基準に基づき審査する。

### (責務)

第2条 実施校の設置者は、学校教育が果たすべき重要な役割を自覚し、教育の質の向上に努めるとともに、学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めるものとする。

### (名称)

第3条 実施校の名称は、当該通信制課程の目的を考慮して適切なものであり、かつ、県内既存の高等学校又は中等教育学校（以下「高等学校等」という。）の名称と同一又は紛らわしいものであってはならない。

2 学科等の名称は、全日制又は定時制の課程と混同されるおそれがあるなど、教育内容について誤解を与えるものであってはならない。

### (立地条件)

第4条 実施校の位置は、次の各号のいずれにも該当し、かつ、教育上及び安全上適切な環境でなければならない。

(1) 適正な教育条件を確保するため、既存の高等学校等と過剰に競合することなく、その役割を十分に果たすことが期待されるものであること。

(2) 風俗営業施設（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う施設をいう。）などの教育にふさわしくない施設が周辺に立地していないなど、学校教育を行う上で適切な環境に位置するものであること。

### (通信教育実施区域)

第5条 実施校の設置者は、生徒及び保護者の負担を考慮して、面接指導及び試験等への出席に支障のない範囲で通信教育を受ける生徒の住所の範囲（以下「通信教育実施区域」という。）を定めなければならない。

2 愛媛県のほか、他の都道府県を通信教育実施区域とする場合は、当該都道府

県の生徒の募集見込等の意向を踏まえた上、その必要性が特に認められるものでなければならない。

(通信教育連携協力施設)

第6条 実施校の設置者は、規程第3条に規定する通信教育連携協力施設（面接指導等実施施設及び学習等支援施設をいう。以下同じ。）を設置することができる。

2 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、学則において面接指導等実施施設と学習等支援施設を区別し、それぞれの施設の名称、位置、定員など必要な事項を記載しなければならない。

3 通信教育連携協力施設の名称は、当該通信教育連携協力施設が高等学校等であるとの誤解を招くような名称その他不適切な名称であってはならない。

4 面接指導等実施施設は、実施校の分校又は協力校（規程第3条第3項に規定する「協力校」をいう。）とする。ただし、生徒の通学可能区域に実施校がなく、分校又は協力校を設けることができない等の特別の事情があり、かつ、長期にわたり安定的に使用できるなど、教育上及び安全上支障がない場合には、他の学校（法第1条に規定する「高等学校」、「中等教育学校」、「大学」並びに「高等専門学校」及び法第124条に規定する「専修学校」をいう。以下同じ。）又は指定技能教育施設（法第55条の規定による指定を受けた技能教育のための施設をいう。）その他の施設（以下「学校等」という。）を面接指導等実施施設とすることができる。

5 第4条の規定は、通信教育連携協力施設の位置について準用する。

6 実施校の設置者は、他の者が設置する学校等を通信教育連携協力施設とするときは、当該学校等の設置者から、あらかじめ書面による同意を得るとともに、当該学校等の設置者と連携協力を十分に図り、生徒の修学に支障がないようにしなければならない。

7 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を他の都道府県に設置しようとするときは、当該都道府県の知事が定める高等学校通信課程の設置認可基準等に適合することを確認しなければならない。

8 面接指導等実施施設の施設及び設備、指導体制等は、当該面接指導等実施施設と実施校との連携協力の内容等に応じて、実施校と同等の水準又は面接指導や試験等を適切に実施することができるものでなければならない。

9 実施校の設置者は、前4項の基準を満たすことを確認した具体的な内容及び結果について、知事が必要と認めるときは速やかに提出しなければならない。

10 実施校の設置者は、毎年度、設置する通信教育連携協力施設ごとに管理運営が適切に行われていることを確認し、当該施設における連携協力に係る活動の状況について評価を行うとともに、その結果の公表と必要な改善を図らなければならない。

(規模)

第7条 実施校の設置者は、実施校の収容定員及び通信教育連携協力施設ごとの定員を定め、学則に記載しなければならない。

- 2 実施校の収容定員は、通信教育実施区域に属する都道府県内の生徒数の将来動向、教員及び職員の数その他教職員組織、施設、設備等を踏まえ、適切に定めるものとする。
- 3 通信教育連携協力施設ごとの定員は、適正な教育条件を確保するため、次に掲げる事項のいずれも満たすものとする。
  - (1) 既存の高等学校等の収容定員の状況を考慮した適切な規模であり、かつ、生徒数の将来動向を踏まえ、生徒数の確保が十分可能なものであること。
  - (2) 施設や設備の状況から適切な規模であること。
  - (3) 全ての通信教育連携協力施設の定員の合計が、実施校の収容定員の範囲内であること。
- 4 実施校の設置者は、知事が必要と認めたときは、前2項の収容定員及び定員が適切である資料を提出しなければならない。  
(教職員組織)

第8条 実施校の設置者は、実施校及び面接指導等実施施設ごとの教職員数を定め、学則に記載しなければならない。

- 2 実施校における副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、5又は通信制課程に在籍する生徒数（新たに設置する通信制課程にあつては、当該課程に在籍する生徒見込数）を80で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。ただし、教諭は、特別な事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもってこれに代えることができ、実施校に置く教員等は、通信制課程において特色ある教育を行うなど教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。
- 3 実施校及び面接指導等実施施設の教員等は、各教科・科目に応じた教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に基づく普通免許を有する者で、かつ、実施校の身分を有する者を配置し、各教科・科目の指導、生徒指導、進路指導等の学校運営全般にわたり教育上支障をきたさない構成であること。
- 4 実施校には、生徒数に応じ、相当数の通信制課程に係る事務職員を置かなければならない。
- 5 実施校には、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条第1項及び第2項の規定に基づき、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置かなければならない。
- 6 実施校には、養護教諭、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置するよう努めるものとする。  
(施設及び設備等)

第9条 実施校の校舎面積は、原則として1,200平方メートル以上であること。

- 2 実施校の施設及び設備は、設置者の自己所有である等、長期的かつ安定的な教育を行う上で支障のないものでなければならない。
- 3 実施校の校舎には、規程第9条第1項各号に掲げる施設並びに規程第10条第1項に規定する校具及び教具を備えるとともに、教育課程の実施上の必要に応

じて、専門教育を施すための施設を備えなければならない。

- 4 面接指導等実施施設の施設及び設備が負担付又は借用である場合は、実施校の設置者が安定的に使用できる契約等が締結されていなければならない。
- 5 面接指導等実施施設の施設及び設備等については、当該施設において実施される教育内容等に応じて、面接指導に必要な教室のほか、実験、実習等の施設及び設備、保健体育の面接指導に必要な運動場等を備えるなど、適切に連携協力を行うことができるものでなければならない。
- 6 学習等支援施設の施設及び設備等については、教育上及び安全上支障がないものでなければならない。
- 7 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設の施設及び設備を使用する場合並びに規程第9条第4項に規定する場合のほか、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合には、他の学校等の施設及び設備等を一時的に使用することができる。

(教育課程)

第10条 実施校の設置者は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）及び高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）等の教育課程に関する法令に従い、適切な教育課程を編成しなければならない。

- 2 前項の教育課程は、法及び規程等の法令に則って実施する高等学校通信教育と正規の教育課程ではない教育活動を渾然一体となって記載することがないようにしなければならない。

(通信教育実施計画)

第11条 実施校の校長は、通信教育の実施に当たっては、規程第4条の3に規定する事項を記載した通信教育実施計画を作成し、生徒に対し、あらかじめ明示するとともに、広く一般に公開するものとする。

- 2 前項の通信教育実施計画は、各事項についてそれぞれ容易に理解できるように記載するとともに、法及び規程等の法令に則って実施する高等学校通信教育と正規の教育課程ではない教育活動を渾然一体となって記載することがないようにしなければならない。

(通信教育の方法等)

第12条 添削指導については、次により行うものとする。

- (1) 添削指導は、教科書、学習書、放送その他のメディアを活用して、生徒に報告課題（レポート）を作成、提出させて行うものであること。
  - (2) 添削指導に用いる課題については、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力等を育む観点から、文章で解答する記述式を一定量取り入れること。
- 2 面接指導（通学形式による補習等を含む。以下同じ。）については、次により行うものとする。
    - (1) 面接指導は、生徒を実施校又は面接指導等実施施設に登校させ、個別又は一斉授業によって行うものであること。
    - (2) 面接指導を一斉授業によって行う場合は、同時に指導を受ける生徒は少人

数を基本とし、多くとも40人を超えない範囲で行うものであること。

- (3) 各教科・科目及び総合的な探求の時間、特別活動の一単位当たりの添削指導の回数及び面接指導の単位時間数は、高等学校学習指導要領に定める回数及び単位時間数以上とし、各教科・科目の目標及び内容を踏まえ、計画的かつ体系的に実施するものであること。
  - (4) 面接指導を集中スクーリングにより実施する場合は、生徒及び教職員の健康面や指導面の効果を考慮して、1日に実施する面接指導の時間数を適切に定めて実施するものであること。
- 3 試験については、次により行うものであること。
- (1) 単位認定のために必要不可欠であり、原則として生徒を実施校又は面接指導等実施施設に登校させて行うものであること。
  - (2) 各教科・科目の履修につき適切な回数を確保した上で、添削指導及び面接指導との関連を図り、その内容及び時期を適切に定めて行うものであること。
- 4 添削指導、面接指導、試験及び生徒の履修状況の把握や確認その他の成績評価や単位認定等に関わる業務については、各教科の教員免許状を取得している実施校の身分を有する教員が責任をもって行わなければならない。
- 5 前項の業務について、通信教育連携協力施設に勤務する各教科の教員免許状を有する教員に対して、兼務発令等により実施校の教員としての身分を付与して行わせる場合は、当該業務が実施校の校長の監督下、実施校の設置者の管理責任の下で行うこと、及び実施校と通信教育連携協力施設の業務が渾然一体とならないことを担保するための適切な措置を講じなければならない。
- 6 多様なメディアを利用して行う学習を計画的かつ継続的に取り入れ、面接指導又は特別活動の時間数の一部を免除しようとする場合には、免除する時間数に応じて報告課題等の作成を求めるなど、高等学校教育として必要とされる学習の質と量を十分確保して行うものであること。

(各種計画の作成等)

第13条 実施校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に規定する学校いじめ防止基本方針、消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項に規定する消防計画、学校保健安全法第5条に規定する学校保健計画、同法第27条に規定する学校安全計画、同法第29条第1項に規定する危険等発生時対処要領など、法令上作成することが義務付けられている計画について作成しなければならない。

(情報の公表)

第14条 実施校は、適切な体制を整えたうえで、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって規程第14条第1項に規定する情報の公表を行わなければならない。

- 2 前項により情報の公表を行うときは、実施校及び通信教育連携協力施設における教育の方法・内容、授業料・入学料等の費用その他の情報について、生徒・保護者に誤解を招くおそれのないように適切に表示しなければならない。

(生徒募集等)

第15条 実施校の設置者は、実施校又は通信教育連携協力施設ごとの収容定員又は定員に則した生徒募集を行うものとし、過剰に生徒を収容するなど、生徒の教育環境を悪化させることのないようにしなければならない。

2 実施校の設置者は、生徒の募集に当たり、入学志願者（転編入志願者を含む。）及びその保護者等に対し、実施校の通信制課程としての教育内容及び方法を正確に理解させるとともに、実施校以外の学校等にも在籍しなければならないなどの誤解を与えることのないようにしなければならない。

3 実施校の設置者は、実施校における教育活動についての保護者等からの問い合わせ等に対し、十分な説明責任を果たすよう努めなければならない。

4 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設において生徒募集等を行う場合には、募集要項やパンフレット等において、実施校が行う高等学校通信教育と通信教育連携協力施設が独自に行う活動の別や、それに係る費用の区別について、生徒及び保護者に適切かつ明確な説明が行われるようにしなければならない。

（広報活動）

第16条 広報活動における学校名、学科名等の表示は、認可された名称を使用しなければならない。また、教育内容、卒業後の各種資格の取得等に関して、正規の教育課程ではない教育活動が正規の教育課程と誤認されるおそれのある表示を行ってはならない。

2 広報活動は、次の各号に掲げるところに従い、認可申請書提出後に行うことができる。

(1) 各種広報媒体による広報を実施する場合は、「開校（開設）予定年月日」及び「認可手続中」の旨の文言を十分に認識できるよう表示すること。

(2) 学校説明会、学校訪問等を実施する場合は、「開校（開設）予定年月日」及び「認可手続中」の旨、参加希望者等へ正確に説明すること。

附 則

1 この基準は、令和4年5月13日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

2 この基準施行の際、現に存する通信教育連携協力施設については、法施行規則第5条第1項の学則の変更についての認可の申請書を知事に提出する日又は令和5年3月31日のいずれか早い日までの間、なお従前の例によることができる。

3 第6条第5項及び第6項の規定については、前項に規定する施設について適用する。

附 則（令和5年2月20日改正）

1 この基準は、令和5年4月1日から施行する。

2 この基準施行の際、現に存する通信制の課程を置く高等学校については、法施行規則第4条第1項第5号に掲げる事項に係る同施行規則第5条第1項の学則の変更についての認可の申請書を知事に提出する日又は令和7年3月31日のいずれか早い日までの間、なお従前の例によることができる。

附 則（令和7年2月25日改正）

この基準は、令和7年4月1日から施行する。